

【 生 活 衛 生 課 】

第 1 環境衛生事業

1 環境衛生指導事業

(1) 生活衛生関係営業施設の状況

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」、「旅館業法」、「興行場法」及び「公衆浴場法」に基づき、許可・確認等の事務と施設の衛生保持のための監視指導及び行政検査を行っている。

ア 施設数及び監視指導の状況

(単位：件)

	総数	理容所	美容所	クリーニング所		無店舗 取次店 (業務用 車両数)	旅館		興行場		公衆 浴場
				総数	取次店 (再掲)			季節的 営業 (再 掲)		臨時 ・ 仮設 (再 掲)	
施設数※	1259	248	732	178	145	13	50		6		32
新規	70	4	50	3	3	—	3	2	5	5	5
承継承認	6	3	1	2	—		—	—	—	—	—
廃止	63	9	32	11	7	—	5	2	5	5	1
監視	138	37	63	11		0	10		2		15

イ 行政検査の状況

	クリーニング所における おしぼり細菌等検査	旅館における 浴槽水の水質検査	公衆浴場における 浴槽水の水質検査
検査件数	1	2	11
不適件数	0	0	1
不適項目	—	—	レジオネラ属菌

(2) クリーニング師試験受験願書と免許に関する受付事務

「クリーニング業法」に基づき、クリーニング師試験受験願書及び免許申請等の受付を行っている。

	受験願書	免許申請
受付件数	3	2

(3) 特定建築物届出施設の状況

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、使用届等の届出を受け、施設の衛生保持のための監視指導及び各種行政検査を行っている。

ア 施設数及び監視指導の状況

(単位：件)

	総数	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他
施設数	87	2	—	27	39	5	4	10
新規	2	—	—	—	1	1	—	—
廃止	2	—	—	1	—	—	1	—
監視	17	—	—	5	7	1	3	1

イ 行政検査の実施状況

(単位：件)

	空気環境	飲料水水質	冷却塔水
測定（施設）	16	13	—
不適（検査）	1	4	—
不適理由	二酸化炭素濃度、温度	遊離残留塩素濃度	—

(4) 建築物清掃業等の登録業に関する受付事務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物における衛生的環境確保に関する事業の登録申請等の受付を行っている。

令和6年度の登録申請等受付の実績は10件であった。

(5) 家庭用品の安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、乳児用衣類等の繊維製品、洗浄剤などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止し、安全性の確保を図るため、家庭用品の試買検査を行っている。

(単位：件)

	ホルムアルデヒド		ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (別名ディルドリン)	水酸化ナトリウム・ 水酸化カリウム
	生後24月以内の乳幼児のもの	生後24月以内の乳幼児のものを除く		
試買件数	3	2	1	3
不適件数	0	0	0	0

(6) 墓地・火葬場・納骨堂

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可に関する事務を行い、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から管理運営が支障なく行われるよう指導を行っている。

(単位：件)

	墓地	火葬場	納骨堂
施設数	2643	1	17
新規	—	—	1
変更	—	—	—
廃止	13	—	—

(7) 水道施設

「水道法」に基づき、専用水道及び簡易専用水道に対し、衛生的で安全な飲料水が供給されるよう、適正な維持管理について監視指導を行っている。

(単位：件)

	専用水道	簡易専用水道					
		総数	住宅	学校	事務所	店舗	その他
施設数	3	393	175	39	46	20	113
新規	—	5	1	2	—	—	2
廃止	—	2	—	—	1	—	1
監視	3						

(8) プール監視指導

「愛知県プール条例」に基づき、プールの設置に関する事務と監視指導及び行政検査を行っている。

(単位：件)

	総数	学校	営業用	その他
施設数	97 (13)	83 (3)	11 (10)	3 (―)
新規	1	1	―	―
廃止	2	1	1	―
監視	49	39	9	1

※ () 内は通年プール(再掲)

(9) 衛生検査所の状況

「臨床検査技師等に関する法律」に基づき、衛生検査所の登録等に関する事務と監視指導を行っている。

(単位：件)

施設数	3
新規	―
廃止	―
監視	2

(10) 臨床検査技師及び衛生検査技師の免許に関する受付事務

「臨床検査技師等に関する法律」に基づき、臨床検査技師の免許申請等の受付を行っている。

(単位：件)

区分	臨床検査技師	衛生検査技師
免許申請	9	
書換交付申請	7	―
再交付申請	―	―

2 薬事指導事業

(1) 薬事関係施設の状況

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、薬局、薬局製造販売医薬品製造業・製造販売業、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業の許可等の事務を行うとともに、薬剤師等による医薬品等の適正管理、販売が図られるよう監視指導を行っている。

また、「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物販売業、業務上取扱者の登録等の事務を行うとともに、管理者による適正な管理が行われるよう監視指導を行っている。

ア 薬局等の状況（更新・廃止件数は申請・届出件数）

(単位：件)

区分	薬局	薬局製造販売医薬品製造業・製造販売業	店舗販売業
施設数	165	17	74
新規	9	―	7
更新	22	3	10

廃止	9	1	4
監視	23	4	3

イ 高度管理医療機器等販売・貸与業等の状況（更新・廃止件数は申請・届出件数）

（単位：件）

区分	高度管理医療機器等		管理医療機器	
	販売業	貸与業	販売業	貸与業
施設数	205	119	1529	170
新規	11	6	38	7
更新	19	14		
廃止	9	6	36	11
監視	22	14	35	15

ウ 毒物劇物販売業等の状況（更新・廃止件数は申請・届出件数）

（単位：件）

区分	毒物劇物販売業			業務上取扱者		
	一般	農薬用品目	特定品目	電気めっき	毒物劇物 運搬車両	高等学校
施設数	114	9	7	2		
新規	3	—	—	—		
更新	22	—	—			
廃止	7	1	1	—		
監視	19	5	—	2	—	10

(2) 薬事関係申請書等の受付事務

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「毒物及び劇物取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「覚醒剤取締法」に基づく申請等の受付を行っている。

（単位：件）

区分	件数
薬剤師免許関係	46
医薬品等製造（製造販売）業・医療機器修理業関係	52
医薬品販売業（卸売・薬種商）・再生医療製品販売関係	59
毒物劇物関係	2
麻薬関係（免許）	466
麻薬関係（その他）	598
向精神薬・覚醒剤関係	600
登録販売者・販売従事登録関係	147
毒物劇物取扱者試験関係	19

(3) 無許可無承認医薬品等買い上げ検査

いわゆる健康食品に医薬品成分が含まれていないかを確認するため、痩身効果、強壮効果を標榜している製品を買い上げ、製品表示及びフェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、シブトラミン、甲状腺末、シルデナフィル及びタダラフィルの含有について分析を行った。

令和6年度の買い上げ実績は4件であった。

3 薬物乱用防止啓発活動

(1) 岡崎地区薬物乱用防止推進協議会

岡崎地区薬物乱用防止推進協議会を設置し、薬物乱用防止指導員及び関係団体と連携を図り、薬物乱用のない地域づくりを目指した活動の実施について協議を行っている。

開催日	出席者数（人）
5月30日	31

(2) 街頭活動等

市民に対する薬物乱用防止の啓発活動として、薬物乱用防止指導員及び関係団体の協力を得て街頭キャンペーン等を行い、資材配布等の啓発活動を行っている。

開催日	開催場所	参加者数（人）	啓発資材配布数
7月30日	イオンモール岡崎	77	2,660
10月14日	岡崎げんき館	2	900
11月2日	乙川河川敷	30	369

(3) 薬物乱用防止教室等講習会

市内中学生を対象に、薬物の恐ろしさや中毒の苦しさ等の知識を周知させ、薬物乱用による弊害を根絶することを目的に、薬物乱用防止教室を開催している。また、市職員による出前講座等も開催し、薬物乱用防止について啓発を行っている。

講習会回数（回）	38
参加者延べ人数（人）	8,095

(4) 大麻・けしの除去

大麻、けしを撲滅するため、不正栽培又は自生している大麻、けしを発見した場合は、速やかに除去し、焼却処分している。

種類	発見箇所（箇所）	除去本数（本）
大麻	—	—
けし（セティゲルム種）	21	1,893
けし（ソムニフェルム種）	—	—

4 骨髄移植ドナー支援

(1) 骨髄提供希望者登録会

骨髄提供希望者登録を推進するため、献血併行型で骨髄バンクドナー特別登録会を実施し、16名の登録をした。

登録会の開催日	開催場所	登録者数（人）
5月5日	岡崎中央総合公園	0
6月13日	愛知産業大学	1
8月9日	慈恵福祉保育専門学校	0
11月9日	岡崎中央総合公園	5
11月30日	岡崎市立看護専門学校	3
1月9日	岡崎市役所	5
3月1日	ウイングタウン岡崎	2

(2) 骨髄移植ドナー支援事業補助金

骨髄又は末梢血幹細胞を提供したドナー及びドナーが勤務する事業所に対して補助金を交付している。

交付対象	補助件数（件）	補助金額（円）
ドナー	2	280,000
事業所	—	—